

デジタルパック用放送コースに関する特約（八王子・日野局）

第1条 約款の適用

株式会社ジェイコム東京（以下「当社」といいます）は、JCNテレビ加入契約約款（八王子・日野局）（以下「約款」という。）第10条（当社が提供する放送サービス）に定める放送サービスの一つとして、約款に付するこの特約により、デジタルパック用放送コースを（以下「本サービス」という）を提供します。

2 当社は、約款及び本特約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の約款及び特約によります。

3 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

第2条 加入契約の単位

加入契約は、加入世帯ごと又は事業者ごとに行います。

第3条 本サービスの内容

本サービスは、放送法第2条に規定する放送事業者のテレビジョン放送及びデータ放送のうち、当社が定めた地上デジタル放送及びBSデジタル放送の同時再送信サービス、ならびに当社による自主放送サービスを受信するための設備提供を行います。

第4条 本サービスの提供条件

本サービスの利用に当たって、約款及び本特約を承諾し、当社の指定する方法により所要事項を当社に通知するものとします。所要事項は正確に事実を通知するものとし、理由の如何にかかわらず虚偽の通知をしてはならないものとします。

2 本サービスは、別記1に定めるサービスの契約者で次に定める条件を満たす場合に本サービスを提供するものとします。

- (1) 本サービスの契約者と別記1に定めるサービスの契約者の契約者名義が同一である。
- (2) 本サービスの契約者と別記1に定めるサービスで利用する施設が同一である。
- (3) 本サービスの料金の支払いと別記1に定めるサービスで定める契約の支払いが同一である。

第5条 申込の承諾

当社は、本契約の申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次に該当する場合には、申込を承諾しないことができるものとします。

- (1) 当社のサービスの提供が施設設置面での技術的な理由等により困難な場合
- (2) 加入申込者が自己に課せられた債務の履行を怠ったことがあるなどこの特約上要請される債務の履行を怠る恐れがあると認められる場合
- (3) 加入申込者が当社に通知した所要事項に虚偽、不備（名義、捺印、識別のための番号及び符号情報等の相違・記入漏れ等をいいます。）がある場合
- (4) 加入申込者が当社の放送する番組の著作権その他を侵害する恐れがあると認められる場合
- (5) 加入申込者が未成年者、成年被後見人で、それぞれ法定代理人、後見人の同意が得られない場合
- (6) 料金等のお支払い方法について、当社が定める方法に従っていただけない場合
- (7) 加入申込者が約款及びこの特約に違反する恐れがあると認められる場合
- (8) その他、当社の業務に著しい支障がある場合
- (9) 約款、この特約及び別に定める規定等に、特段の定めがある場合

3 当社は、本人性及び年齢の確認のため身分証の提示を求める場合があります。

4 加入申込者は、工事を要する申込又は請求をし、その承諾を受けたときは、工事費の支払いを要します。

第6条 最低利用期間

本サービスには、2年間の最低利用期間があります

2 契約者は、サービス提供を開始した日の属する月を1として2年間の契約期間内に解約若しくは加入契約の解除があった場合には、当社が定める期日までに、第11条（料金表）の定めにより解除料を支払っていただきます。

3 当社は、次に該当する場合には、前項の適用はしません。

（1）第8条（解除）第3項の規定により、当社が加入契約を解除する場合。

（2）契約者が、別記2に定めるJCNテレビへ契約を変更した場合。

4 契約者が、別記1に定めるデジタルパックスピードスター160、デジタルパックスプレミアム、デジタルパックススタンダードよりデジタルパックスダブルに契約を変更した場合は、本条第2項の規定に従い解除料を支払っていただきます。

5 契約者が、解約若しくは加入契約の解除の後に、再度加入申込を行った場合は、新たに本条を適用するものとします。ただし、前項第2号に定める契約の変更後に本サービスへ契約を変更した場合は除くものとします。

第7条 解約

契約者は加入契約を解除しようとする場合、解約を希望する日の10日以上前に文書により当社にその旨を申し出るものとします。

2 契約者は解約の場合、第11条（料金表）に定める利用料を含む全ての料金（解約月の月額利用料も含む）を当該解約の日の属する月の翌月末までに精算するものとします。

3 解約の場合、当社はサービスの提供を停止し、機器等を撤去し、契約者は撤去費用実費を負担します。ただし、撤去に伴い契約者が所有若しくは占有する敷地、家屋、構築物等の回復を要する場合には、契約者が自己の負担でその復旧工事を行うものとします。

4 契約者は、加入契約を解約した場合、加入契約の解約に伴う別に定める工事費をお支払いいただきます。

第8条 解除

当社は、契約者において利用料又は各種料金の支払いを遅延した場合、支払いを怠る恐れがある場合、又は約款及びこの特約に違反する行為があったと認められる場合及びその恐れがある場合は、契約者に催告した上で加入契約を解除することができるものとします。なお、解除の場合は第7条（解約）の規定に準じて取扱います。

2 前項の場合において、当社の業務の遂行上著しい支障がある場合には、催告をしないで、催告をしないで直ちに停止し、その加入契約を解除することがあります。

3 当社は、当社又は契約者の責めに帰すべからざる事由により、サービス提供に係る当社施設の変更を余儀なくされ、かつ代替構築が困難でサービスを提供できなくなる場合、加入契約を解除することがあります。この場合には、当社は、その事を事前に契約者に通知するものとします。

4 契約者が、第3条（本サービスの提供条件）第3項の規定を満たさない場合、若しくは別記2に定める品目以外へ変更した場合には、本サービスを解除するものとします。

第9条 一時停止及び再開

当社は、本サービスについて、約款第12条（一時停止及び再開）に規定する一時停止又は再開を適用しません。

第10条 デジタル放送サービスへの変更

契約者は、当社が提供する、別記2に定めるJCNテレビへの変更を申し込むことができます。

2 別記2に定めるJCNテレビへの変更を行う場合には、約款第5条（加入契約の成立）の規定に準じて取り扱います。

3 変更の申込を当社が承諾し、工事を行った場合、契約者は、別に定める工事費を支払っていただきます。

4 当社は、契約者の支払い遅延等契約者に事情がある場合には、変更を承諾しない場合があります。

第11条 料金表

当社が提供する本サービスの料金は、料金表に定めるところによります。

2 契約者は、サービスの提供を受け始めた日の翌日から料金表に定める基本番組利用料を当社に支払うものとします。

第12条 一時金

契約者は、第11条に定める料金表に従い、工事費、遅延手数料手続きに関する料金を当社に支払うものとします。

2 加入契約解約後の再加入契約の場合でも、前項の規定に準じて取扱います。

第13条 その他事項

この特約に記載のない事項は、特段の記載がない限り約款の定めに従います。

別記1

| 区分 | 他に契約しているサービス |
|-------------------|---|
| デジタルパックスピードスター160 | デジタルパック用インターネット接続サービスに関する特約に定めるスピードスター160及び、J:COM PHONE プラスサービス契約約款に定め提供するJ:COM PHONE プラスサービス又はKDD I 株式会社ケーブルプラス電話サービス契約約款に定め提供するケーブルプラス電話（以下「電話サービス」といいます） |
| デジタルパックプレミアム | デジタルパック用インターネット接続サービスに関する特約に定めるプレミアム及び、電話サービス |
| デジタルパックスタンダード | デジタルパック用インターネット接続サービスに関する特約に定めるスタンダード及び、電話サービス |
| デジタルパックダブル | 電話サービス |

別記2

| サービス | 品目 |
|--------|---|
| JCNテレビ | デジマックスHDD デジエースHDD デジスタHDD デジマックス デジエース デジスタ |

※デジスタHDD及びデジスタのサービスは、平成25年12月27日をもって、新規、変更、追加の申込み受付を終了するものとします。

料金表

当社は、デジタルパック用放送コースに関する料金を下表の通り定めます。

本サービスは、当社が認める場合を除き、平成26年7月31日をもって、新規、変更、追加の申込み受付を終了するものとします。

| | |
|---------------------|--|
| 名称 | デジタルパック（テレビ） |
| 分類 | デジタル方式による地上デジタル及びBSデジタル放送受信設備の提供サービス |
| 料金 | |
| 1. 利用料（月額） | |
| 基本番組利用料 | デジタルパック（テレビ） 1,470円（税込1,617円） STB使用料（1台分）の料金含む |
| | 2台目以降（追加の簡易STB） 1,000円（税込1,100円） |
| 録画機能付STBの利用料※注1 | 録りま専科利用料 1,000円（税込1,100円）／録画機能付STB1台毎 デジタルパック用放送コース利用料に追加しお支払いいただきます |
| | 録りま専科DVD利用料 1,500円（税込1,650円）／録画機能・DVD付STB1台毎 デジタルパック用放送コース利用料に追加しお支払いいただきます |
| | 録りま専科ブルーレイ利用料 2,000円（税込2,200円）／録画機能・ブルーレイ付STB1台毎 デジタルパック用放送コース利用料に追加しお支払いいただきます ※注2 |
| 有料番組利用料 | 約款第16条（利用料）の規定に準じる。 |
| 第7条（最低利用期間）に規定する解除料 | デジタルパックスピードスター160、デジタルパックプレミアム、デジタルパックスタンダードに契約の場合 10,000円（税込11,000円） |
| | デジタルパックダブルに契約の場合 6,000円（税込6,600円） |
| 2. 工事費 | |
| 2.1 新規・追加工事費 | |
| 引込・宅内工事費 | 実費 ※注3 |
| その他の工事 | 実費 ※注3 |
| 故障点検・補償費 | 実費 ※注3 |
| 2.2 契約解除、解約に伴う工事費 | |
| 引込線撤去工事費 | 実費 ※注3 |
| 3. 手続きに関する料金 | |
| 新規加入手数料 | 2,000円（税込2,200円） |

| | |
|---------------------------------|------------------------|
| サービス変更手数料 | 別に算定する実費相当額 |
| その他の手続きに関する手数料 | 別に算定する実費相当額 |
| 延滞手数料 | 600円（税込660円）／1の契約者回線毎に |
| 支払い証明書発行手数料及びコンビニエンスストア払込票発行手数料 | 190円（税込209円）／1手続き毎に |

注1. デジタルパックスピードスター160、デジタルパックスプレミアム、デジタルパックス標準の条件を満たす場合に、付加サービスとして追加料金を支払うことにより利用が可能です。

注2. デジタルパックス用放送コースに追加する録りま専科ブルーレイは、約款第47条で規定するJCNおすすめナビは利用できません。

注3. 実費は、工事費並びに使用する機器の代金も含め、当社が別途見積もりいたします。

附則

この特約は、平成22年9月1日より施行します。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成23年4月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった利用料その他債務については、従前どおりとします。

3 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、従前どおりとします。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成23年11月15日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった基本番組利用料その他債務については、従前どおりとします。

3 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、従前どおりとします。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成24年10月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった利用料その他債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成25年8月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった利用料その他債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成25年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 平成25年10月1日から平成25年12月25日までに録りま専科ブルーレイを新たに契約した契約者が、契約した日の属する月の翌月末日までにSTB設置工事が完了した場合は、STB設置工事が完了した日の属する月を1と起算して3ヶ月間の録りま専科ブルーレイ利用料の支払いを要しません。また、録りま専科ブルーレイの設置に伴う工事費を5,000円(税込5,250円)割引するものとします。

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった基本番組利用料その他債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成25年12月19日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった基本番組利用料その他債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 本特約料金表に定める基本番組利用料等及び附則に記した基本番組利用料等の支払いに要する消費税相当額(附則に記した消費税相当額は、改正日における税率で表記するものとします)については、平成26年3月31日までは税率5%を加算した額とし、平成26年4月1日からは税率8%を加算した額にて計算するものとします。なお、実際のご請求金額と、本特約料金表及び附則に規定する税込の料金額と合計の料金額が異なる場合があります。

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった基本番組利用料その他債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成26年5月19日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった基本番組利用料その他債務については、なお従前のおりとしします。

3 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成26年6月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった基本番組利用料その他債務については、なお従前のおりとしします。

3 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成26年7月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった基本番組利用料その他債務については、なお従前のおりとしします。

3 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成26年8月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった基本番組利用料その他債務については、なお従前のおりとしします。

3 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成31年4月1日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、2019年10月1日から実施します。

(経過措置)

この改正実施の際に、消費税を伴う場合の税込額（地方消費税を含む）は、本約款に定めるとおりとしします。こ

の改正実施前にかかる料金については、なお従前のとおりとします。